

# 横須賀市報

第1857号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

<b>告 示</b>	
◇地縁による団体の認可について……………	15089
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について…	”
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について……………	”
◇道路区域変更及び供用開始について……………	”
<b>公 告</b>	
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	15090
◇住民票の職権消除について……………	”
◇森林整備計画の案の縦覧について……………	”
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達……………	”
◇物品の売払いに係る一般競争入札について……………	”
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	15091
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	”
◇建築基準法に基づく道路の一部の廃止について……………	”
<b>上下水道局告示</b>	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	”
◇指定下水道工事店の指定について……………	15092
<b>教育委員会告示</b>	
◇教育委員会定例会の招集について……………	”
◇教育委員会定例会の招集について……………	”
<b>農業委員会告示</b>	
◇農業委員会総会の招集について……………	”
<b>正 誤</b>	

## 告 示

### 横須賀市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上地 克明

- 名称  
ハイランド3丁目自治会
- 規約に定める目的  
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 区域  
ハイランド3丁目の区域
- 主たる事務所

横須賀市ハイランド3丁目19番5号

### 5 代表者の氏名及び住所

岩間 勝男

横須賀市ハイランド3丁目1番8号

### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

### 7 代理人の有無

無

### 8 解散の理由

- 破産
- 横須賀市長の認可取消し
- 総会の決議
- 構成員の欠亡

### 9 認可年月日

令和5年2月10日

### 横須賀市告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和5年2月10日

横須賀市長 上地 克明

辞退年月日	名 称	所 在 地
令和5年1月31日	コトブキ調剤薬局 横須賀店	横須賀市船越町1丁目12番地

### 横須賀市告示第20号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上地 克明

- 形質変更時要届出区域  
横須賀市走水一丁目1997番の一部
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物

### 横須賀市告示第21号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年2月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,599	旧	久里浜4丁目73番の1地先から 久里浜4丁目74番地先まで		メートル 3.8～5.4	メートル 13.1

	新	久里浜4丁目73番の1地先から 久里浜4丁目74番地先まで	3.8～5.7	13.1
2,600	旧	久里浜2丁目67番の4地先から 久里浜4丁目73番の1地先まで	4.0	45.8
	新	久里浜2丁目67番の4地先から 久里浜4丁目67番の5地先まで	4.0	19.8

## 公 告

### 横須賀市公告第18号 (令和5年1月27日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年1月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

### 横須賀市公告第19号 (令和5年1月27日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項後段の規定により公告します。

令和5年1月27日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第20号 (令和5年1月27日 掲 示 済)

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により横須賀市森林整備計画をたてたいので、次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、当該森林整備計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに市長に対して意見書を提出することができます。

令和5年1月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧場所 横須賀市建設部自然環境共生課
- 2 縦覧期間 令和5年2月1日から同月28日まで

### 横須賀市公告第21号 (令和5年2月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
	市 民 税	第 2 期 分	令和3年9月29日
		第 3 期 分	令和3年11月29日

令和3年度	県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	令和4年2月22日
		7 月 随 時	令和3年8月26日
令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和4年8月5日
		第 2 期 分	令和4年9月29日
			令和4年10月11日
		第 3 期 分	令和4年11月29日
	令和4年11月30日		
11 月 随 時	令和4年12月22日		
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 2 期 分	令和4年8月30日

(別紙略)

### 横須賀市公告第22号 (令和5年2月6日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和5年2月6日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

### 横須賀市公告第23号 (令和5年2月10日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	介 護 保 険 料 納 入 通 知 書	9月分から3月分までの納期限は、令和5年2月28日に変更する。
令和4年度		1月分及び2月分の納期限は、令和5年2月28日に変更する。

(別紙略)

### 横須賀市公告第24号 (令和5年2月10日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発 付 年 月 日
令和4年度	介護保険料額決定通知書兼 特別徴収開始通知書	令和4年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第25号 (令和5年2月10日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和4年度	介護保険料	11月分	令和4年12月28日

(別紙略)

横須賀市公告第26号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横 濱 横 須 賀 76-75

横須賀市公告第27号 (令和5年2月10日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料 決定通知書	11月分の納期限は、令和5年2月28日に変更する。
令和4年度		11月分から1月分までの納期限は、令和5年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第28号 (令和5年2月10日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和4年度		12月分の納期限は、令和5年2月28日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第29号 (令和5年2月10日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第30号 (令和5年2月10日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第31号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号の規定による道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年2月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和5年1月20日	横須賀市三春町2丁目28番6 124 126 127の各一部	宅 地	メートル 4.02	メートル 18.00	横須賀市小川町26番地9 株式会社建新 代表取締役 大 口 隆 弘

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第5号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年2月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
619	恵水工店	赤石 純	三浦市三崎町小網代21番地 123	令和5年 1月20日	令和10年 1月19日

横須賀市上下水道局告示第6号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和9年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年2月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 421	恵水工店	赤石 純	三浦市三崎町小網代21番地 123	令和5年1月24日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第1号 (令和5年1月16日 掲示済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和5年1月16日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和5年1月19日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室

横須賀市教育委員会告示第2号 (令和5年1月30日 掲示済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和5年1月30日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和5年2月2日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 令和4年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
  - (2) 令和5年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について
  - (3) 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例中改正議案の提出について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第2号 (令和5年2月1日 掲示済)

令和5年第2回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
令和5年2月1日

横須賀市農業委員会  
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和5年2月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
  - (4) 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん申し出について

- (5) 生産緑地の農業従事者への買取りあっせん結果について
- (6) 非農地証明申請について
- (7) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (9) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- (10) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

正 誤

令和5年1月10日付け横須賀市報第1855号 15078 ページ横須賀市告示第6号中「横須賀市土木部土木用地課」は「横須賀市建設部土木用地課」の誤り